

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 (署名地) (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
リベリア	リベリア共和国における「リベリア・日本友好母子病院改修計画」のための贈与に関する日本国政府とリベリア共和国政府との間の交換公文	リベリア共和国における「リベリア・日本友好母子病院改修計画」の実施に必要な生産物及び役務の購入に必要な資金の贈与	364,000千円 -----	H21.1.27 モントロビ アで (同日)	日本側 片上慶一在リベリア大使 リベリア側 オルバンケ・キンゾグ＝アケレレ外務大臣	H21.2.10 51号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。